

「接続ルールの見直しについて」の一次答申草案に対する弊社意見

電気通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 103-0028

中央区八重洲1 - 5 - 3 不二ビル

東京めたりっく通信株式会社

担当者 平野 剛 hirano@metallic.co.jp

指定電機通信設備について

1 移動体通信事業者の設備の扱い

固定網において電話サービスのビジネスモデルから IP 通信のビジネスモデルへの移行が始まっている。それは、距離時間料金およびさらに大きくは通信帯域を稀少リソースとして帯域自身を主な価値とする通信ビジネスから、帯域は有り余るものとして、アプリケーションを主な価値とするビジネスへの移行であり、帯域を距離や時間で販売する時代の終焉であると考ええる。移動通信で同様な転換がいつ起きるのか。アクセス部分については電波を共有する技術的特徴から、ユーザ個別の媒体を用意する固定網とは異なる帯域の有限性がある。逆にこれ以外について、固定網と異なる要素はなく、現在の移動体通信は最後まで電話サービスの遺産を引きづるビジネスエリアと言える。それは料金、サービス、ネットワークのオープン性において顕著である。

世界に先駆けて実現すべきは、端末が IP アドレスによる識別、ルーティングされ、オープンなアーキテクチャにより、今後めまぐるしく進化する固定網のブロードバンドサービスがシームレスに提供可能になるためのプラットフォームであると考えます。逆にそうでなければ、移動体通信は永遠に“個人のオプションな通信手段”に過ぎないでしょう。

競争下とはいえ、事実上は市場支配力がある事業者が経済生態系を定義し、他の事業者は技術、サービスにおいて革新的なポジショニングが困難かあるいは不要な現状では、指定電気通信設備その他の手法により、さらに周縁にある事業者の参入を促し、これによって、市場全体の進化速度を速めるべきと考えます。さらに周縁とは、電話サービスの高マージンをビジネスモデルの前提としない、IT ビジネスのサイクルスピードを持つという意味で、現状の移動体通信ビジネスの中核事業者とは異なることと考えます。

具体的には指定電気通信設備を無線設備とし、この場合この無線設備と交換設備間の回線のダークファイバー化を前提とすべきと考えます。これにより、加入者回線区間を専用線のコスト体系から速やかに分離させることが可能となり、同時に時分割ベース、ATM ベースあるいは IP ベースのインタフェースを競争事業者に提供可能となり、技術革新の最中であって、選択肢を増やすことによって、インタフェースのオープン化を促進できると考えます。

2 光ファイバ設備の扱い

(1) 賛成

(2) 光ファイバー工法は今後日進月歩と考える。早期に長期増分方式の導入を行い、指定電気通信事業者に対して経済的な設備構築へのインセンティブを構成する必要があると考える。またオルタナティブとして、新たな光ファイバー敷設については、広く競争事業者による自前工事を可能とすべきである。

(3) 光ファイバーが存在しない場合には、自前工事による競争事業者設備構築を自動的に選択可能な方法として用意する必要があると考えます。

(4) 賛成。

3 中継伝送路設備等の扱い

賛成

その他

1 賛成

2 賛成

3 ISDN サービスを行う事業者と競争事業者の公平性が問われており、その運用面での実現の徹底の議論である筈が、すりかえにより、新たな機能の追加コストを強制的に競争事業者に押し付ける案に至る論理が不明である。採算度外視の交換機ソフト開発負担を産業全体に分担させることによって、ブロードバンド IP による変革の遅延を図ろうとする新たな試みとも見える。